

社債等の振替制度の検討開始について

平成14年第154回通常国会において、短期社債の振替に関する法律を改正する形で「社債等の振替に関する法律」が成立しました。同法は、公社債、信託受益権などを対象として統一的なペーパーレス振替決済法制を実現する法律であり、振替機関の下、口座管理機関が重層的に連なる多層構造の振替制度の構築により、決済制度の改善等を通じて社債等の発行・流通市場の利便性向上を促すものとして期待されます。

こうした流れの中、当機構では、日本証券業協会「証券受渡・決済制度改革懇談会」から付託を受けて、7月12日、業務委員会の下に「一般債小委員会」を設置し、一般債（本邦内において発行される公社債のうち、国債及び短期社債（CP）を除いたものを想定）の振替制度の実現に向けて、実務検討を開始することといたしました。

一般債小委員会においては、取扱対象範囲、DVPの実現方法といった基本的事項を確認した後、次のような事項について詳細検討を進め、早期に制度要綱をとりまとめる予定です。

検討事項

・新制度の概要

取扱対象社債等（銘柄に関する利用条件）／制度への参加者／口座簿構成／発行時（新規記録）の処理フロー／流通局面での振替処理フロー／償還時（抹消）の処理フロー／利払の処理フロー／その他

・既発債の移行方法

移行のための個別的課題の解決（券種の取扱い、抽籤償還の取扱い、等）／移行実務処理フロー（発行者・投資家からの同意取得、移行処理、等）／移行スケジュールの策定

一般債小委員会委員構成

委員会社

住友信託銀行、東京三菱銀行、農林中央金庫、みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、横浜銀行、大和証券SMB C、東京三菱証券、日興ソロモンスミスバーニー証券、野村證券、モルガンスタンレー証券、住友生命保険、東京電力、日本証券業協会

オブザーバー

金融庁、総務省、法務省、日本銀行、債券決済ネットワーク